

# みんなの人権

みなさんも一緒に考えませんか

【問い合わせ先】  
役場人権推進室（総務課内）  
☎963-1730（直）

## 「第3次新宮町男女共同参画基本計画」が スタートしました

町では、男女がともに尊重し合い、支え合い、あらゆる分野で個性や能力を發揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、平成26年に「新宮町男女共同参画推進条例」を制定しました。平成26年には「第1次新宮町男女共同参画基本計画」、平成31年に「第2次新宮町男女共同参画基本計画」を策定し、さまざまな取り組みを進めてきました。これらの取り組みをさらに進めるため、今後5年間（令和6年度～10年度）に町が取り組むべき施策の方向と内容を定める「第3次新宮町男女共同参画基本計画」を策定しました。

詳しくはホームページをご覧ください。



▲町ホームページはこちら

### 新宮町男女共同参画審議会の委員を募集します

本審議会は、新宮町男女共同参画推進条例の規定に基づき、新宮町男女共同参画基本計画、その他の男女共同参画の推進に関する事項を調査・審議し、意見を述べる機関として設置しています。

町の男女共同参画推進に広く町民の意見を反映させるため、新宮町男女共同参画審議会の委員を、次のとおり公募します。

#### 【募集人数】 2人

※委員は公募以外に、識見を有する者、町内関係団体の推薦者など10人以内で組織されます。

#### 【応募資格】

男女共同参画社会の促進について理解と熱意があり、次の要件に該当する人

- 応募日現在18歳以上で町内在住の人
- 平日に開催する審議会に出席可能な人
- 国もしくは地方公共団体の議員または町の常勤の職員でない人

【任期】 2年間（令和6年7月1日～令和8年6月30日）

#### 【活動内容】

年数回審議会へ出席し、男女共同参画社会の形成に関し必要な事項について調査審議するほか、新宮町男女共同参画基本計画に基づき実施する施策の実施状況について意見を述べていただきます。

※審議会1回につき3,000円の報酬あり

#### 【応募方法】

指定の応募用紙に必要事項を記入して、募集期間内に、持参、郵送、ファクシミリまたは電子メールで提出してください。

※応募用紙は、町ホームページおよび役場総務課で配布しています。

#### 【募集締切日時】

5月15日（水）午後5時（必着）

#### 【選考】 提出書類により審査

※面接を行う場合があります。

※選考結果は文書で応募者全員に通知します。

#### 【申込・問い合わせ先】 役場総務課

☎963-1730 FAX962-2078

メールアドレス

jinken@town.shingu.fukuoka.jp